

その他の論点について

1 独占禁止法において消費者政策はどのように位置づけられるか。

違反の抑止と被害者の救済を図るために、課徴金として徴収された金銭を被害者に対する損害賠償や不当利得返還の原資として活かし得る仕組みを考えるべきである。

消費者は独占禁止法違反行為により被害を受けることから、消費者の利益保護を明確にし、不当利益の吐き出しを命じて消費者のために活かし得る制度、消費者の解約できる権利を検討すべきである。

2 その他の違反抑止制度はどうあるべきか。

(1) 民事訴訟はどうあるべきか。

制度を見直すべきとの意見	問題点の指摘
<p>(差止請求権の対象) 差止請求については、不公正な取引方法に限定する合理的な理由がないので対象を拡大すべき。</p> <p>(「著しい損害」要件) 差止請求導入後、未だに勝訴例、個人からの訴え提起例が極少なく、差止請求の損害の要件から「著しい」を削除すべき。</p> <p>(団体訴権) 単独で差止請求訴訟を提起するための経済的、時間的負担が大きいため、広範に被害が及んでいる場合に団体訴訟制度は有効である。 団体訴訟による損害賠償請求制度等の導入が検討されるべきである。</p> <p>(文書提出命令) 訴訟準備段階において、被害者と事業者で圧倒的な情報量の差があることに鑑み、不正競争防止法や特許法と同様の文書提出命令の特則が認められるべき。</p>	<p>現行法で既に損害賠償請求や不公正な取引方法に対する差止請求は認められており、この機能がしっかり果たされることが重要である。</p> <p>濫訴を招くおそれがあり、それにより訴訟対応コストが生じ、最終的に消費者利益を阻害する可能性がある。</p>

(2) 違反行為のあった法人の代表者に対する制裁はどうあるべきか。

代表者に対する制裁を強化すべきとの意見	現状の制度を変更する必要はない等との意見
<p>違反行為者である個人が刑事罰を科されないとしても取締役等にはなれないようにすること、法人が刑事罰金を科された場合にその代表者が何年間か取締役等になれないようにすることも効果的ではないか。</p> <p>違法行為を見て見ぬふりができなくなるよう法人の代表者に対して過失犯として罰金刑を科せるようにすべき。</p> <p>代表者に対する処罰規定(いわゆる三罰規定)について、罰金刑だけでなく、自由刑も科せるように検討する余地がある。</p>	<p>取締役の欠格事由として会社の人事権にまで介入する制裁を行うことの合理性に疑問がある。</p> <p>共犯規定や、いわゆる三罰規定が存在するとともに、代表訴訟が活用されてきており、制度を変更する必要はない。</p> <p>強化したとしても、実際に罰せられるのが中小企業の代表者のみとなり、公平・妥当な運用が困難である。</p>

3 公正取引委員会が行う警告の公表はどうあるべきか。

警告の公表に否定的な意見	警告の公表に肯定的な意見
<p>警告には、法律上明文の根拠規定がないので、公表はすべきでない。</p> <p>報道などにより実質的に被公表者が被る不利益は大きく、行為と不利益のバランスを欠くので、やめるべき。</p> <p>警告の公表を法律的に争う手段がないのでやめるべき。または、警告を公表する場合は、名宛人の承諾を得なければならぬものとするべき。</p>	<p>行政指導を含めた抑止力の在り方として、一般論としては、警告の公表を維持すべきである。</p> <p>違反行為の防止や行政の透明性の確保の観点から警告の公表は適当である。</p> <p>仮に当該警告の事実が存在せず、損害が生じた場合には、国家賠償訴訟での救済が可能である。</p>

4 公共調達における構造的な問題についてどう取り組むべきか。

独占禁止法違反行為を根絶するためには、入札制度、予算制度、発注者の在り方、地域要件による地元業者保護の公共調達システム、官製談合防止法等、公共調達制度全体について見直し、構造的な問題を解消する必要がある。

改正後の独占禁止法により、入札談合の摘発が進み、入札制度の改革に向けた取組が行われていること、いわゆる「官製談合防止法」の強化改正が行われたこと、を踏まえて、当面は状況を注視していくことが適当である。

5 その他